

## 神戸市病児保育事業実施要綱

### (目的)

第1条 保護者が就労している場合等において、子どもが病気や病気回復期の際に自宅での保育が困難な場合がある。

こうした保育需要に対応するため、診療所又は病院（以下「診療所等」という。）において病気の児童を一時的に保育することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (事業の委託)

第2条 市長は、この事業を診療所等に併設する施設を運営する者に委託して行うことができる。

2 前項の委託を受けようとする者（以下「事業実施者」という。）は、あらかじめ神戸市病児保育事業実施協議書（様式第1号）を市長あてに提出し、協議しなければならない。

3 この事業を受託した事業実施者は、この事業を診療所等に併設する施設または診療所等が運営する本事業のための専用施設であって第14条各号の基準を満たし、かつ市長が適当と認めた施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。

### (対象児童)

第3条 この事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、神戸市内に居住している乳児・幼児若しくは小学校に就学している児童、又は市内の保育所（園）、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等、小学校に通う児童、又は保護者が市内に在勤する乳児・幼児若しくは小学校に就学している児童であって、かつ、次の各号の一に該当する傷病により、当面症状の急変は認められないが、傷病の回復期に至っていないことから集団保育が困難な児童、もしくは傷病の回復期の場合で、集団保育が困難な児童とする。

- (1) 感冒、消化不良（多症候性下痢）等乳幼児に日常罹患する疾患
- (2) 麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患
- (3) 喘息等の慢性疾患
- (4) 骨折、熱傷等の外傷性疾患
- (5) その他事業実施者が必要と判断した疾患

### (利用の要件)

第4条 この事業は、次の各号の一に該当する場合に利用することができる。

- (1) 保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、看護、冠婚葬祭等社会通念上やむを得ないと認められる事由により家庭で育児を行うことが困難なとき。
- (2) 市長が特に必要があると認めたとき。

### (利用期間)

第5条 この事業の利用期間は、傷病により、回復期には至らないが当面の症状の急変が認められない場合、もしくは回復期の場合で、他の児童との集団生活が困

難であり、かつ、保護者が家庭で育児を行うことができない期間の範囲内とし、連続して7日以内を原則とする。ただし、事業実施者が必要と判断したときは、必要最小限度の範囲内で延長することができる。

- 2 事業実施者は、一時預かり開始後において、児童の病状等が変化し実施施設において対応することが著しく困難となった場合、又は第4条の規定に該当していないと認められるときは、一時預かりを終了させることができる。

(開設日及び開設時間)

第6条 この事業の開設日及び開設時間は、原則として神戸市内の保育所(園)等に準じて設定するものとする。ただし、特に市長が認める場合はこの限りではない。

(事前登録)

第7条 この事業の利用を希望する保護者は、神戸市病児保育事業利用登録票(様式第2号)を事業実施者に提出し、登録するものとする。

- 2 市外に在住し、保護者が市内に在勤する乳児・幼児若しくは小学校に就学している児童は、第1項の申請に係る登録票に加えて、市内在勤を証明する書類を提出するものとする。

(申請等)

第8条 登録した保護者は、この事業の利用に際し神戸市病児保育事業利用申請書(様式第3号)と医師連絡票(様式第4号)を事業実施者に提出し、利用の申請を行うものとする。

- 2 事業実施者は、保護者の利用の申請に際し、必要と認める場合は実施施設に併設する診療所等において保護者の児童の診察を行うことができる。
- 3 事業実施者は、第1項の申請に係る可否の決定について速やかに申請者に通知するとともに、市長に申請書の写し及び医師連絡票を各月ごとに送付するものとする。

(対象児童の送迎)

第9条 実施施設への対象児童の送迎は、保護者が行うものとする。

(利用料等)

第10条 利用料は児童1人当たり日額2,000円とし、この事業を利用した保護者は、利用料を事業実施者に支払うものとする。ただし、第11条に基づき利用料の減免を受ける者は、別表1に掲げる減免後の利用料を支払うものとする。

- 2 保護者は、第1項の利用料とは別に、この事業の利用期間中に要する食事代、おやつ代、医療費、医師連絡票作成料、移送費などの経費を事業実施者に支払うものとする。

(利用料の減免)

第11条 市長は、経済的事情その他特別の理由があると認めるときは、別表1のとおり前条第1号の利用料を減額し、又は免除することができる。

- 2 利用料の減免を受けようとする保護者は、あらかじめ市長に病児保育事業利用料減免申請書（様式第5）に課税証明書その他減額又は免除を受けようとする理由を証明する書類を添付し、市長に提出しなければならない。
- 3 保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する者である場合は、当該保護者の申請に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号に規定する寡婦若しくは同項第12号に規定する寡夫又は所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号に規定する寡婦若しくは同項第31号に規定する寡夫であるとみなし、地方税法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号、第3項及び第314条の6又は所得税法第81条、第85条、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第11条、第11の2及び第41条の17（寡婦又は寡夫に関する部分に限る。）の規定の例により算定した市民税額又は所得税額に基づいた結果、市民税又は所得税が非課税の世帯となる場合は、別表1の市民税非課税世帯又は所得税非課税世帯とみなし、利用料を免除することができる。
- 4 市長は、前項に規定する世帯に認定できる保護者から、病児保育事業における寡婦（夫）控除のみなし適用に係る申出書（様式第6号）による申出があり認定する場合は、病児保育事業における寡婦（夫）控除のみなし適用に係る利用料減免証明書（様式第7-1号）を保護者に対し発行するものとする。また、申出にもよらず前項に規定する世帯と認定できない場合は、病児保育事業における寡婦（夫）控除のみなし適用に係る利用料減免不承認通知書（様式第7-2号）にて保護者に通知するものとする。

（委託料）

- 第12条 市長は、実施施設に対し、第13条の報告に基づき、別表2に規定する基本分を、この事業の実施に要する費用として支払うものとする。
- 2 市長は、第13条の報告書に基づき、別表2に規定する加算分、改善分及びおむつ処理費用を第1項の委託料に加算して実施機関に支払うものとする。
  - 3 市長は、第13条の報告書に基づき、生活保護世帯、住民税非課税世帯、所得税非課税世帯が利用した場合は利用料減免額に相当する額を第1項の委託料に加算して支払うものとする。

（実績報告）

- 第13条 事業実施者は、神戸市病児保育事業実施報告書（様式第8-1号）及び、神戸市病児保育事業利用状況内訳書（様式第8-2号）、により、各月ごとの利用状況を市長に報告するものとする。
- 2 市長は、必要に応じて事業実施者に対し、事業に関する報告を求めることができる。

（実施施設の設備の基準等）

- 第14条 実施施設の設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 保育室、観察室又は安静室、調理室及び調乳室、その他事業の実施に必要な設備を有すること。

(2) 保育室の面積は、原則として利用定員 1 人当たり 1.98 m<sup>2</sup>以上とし、1 室 8.0 m<sup>2</sup>を下回らないこと。

(3) 観察室及び安静室は、乳幼児の静養又は隔離の機能を持つ部屋であって、原則として利用定員 1 人当たり 1.65 m<sup>2</sup>以上とすること。

(4) 専用の調乳室が設けられない場合は、調理室の一部を調乳場として区画すること。

(5) その他病児保育事業の実施に必要な施設を有すること。

2 利用定員は、原則として 4 名以上とする。

3 職員の配置は、病児の看護を担当する看護師等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）を概ね利用児童 10 名に対し 1 名以上を配置するとともに、保育士を概ね利用児童 3 名に対し 1 名以上配置することを基本とする。

（委任）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、こども家庭局長が定める。

附 則

この要綱は平成 15 年 2 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は平成 17 年 12 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、改正後の第 8 条、第 10 条及び第 11 条の改正部分については、平成 21 年 7 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は平成23年3月28日より施行する。  
ただし、改正後の別表2については、平成23年3月28日以後の契約について適用し、同日前の契約については、従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は平成23年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は令和元年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は令和2年9月23日より施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日より施行する。

別表 1

世帯区分	減免後の利用料(月額)
生活保護法による被保護世帯 市民税非課税世帯	1名につき 0円
所得税非課税世帯	1名につき 1,000円

- ※ 1 生活保護法による被保護世帯とは、この事業を利用した日におけるその該当の有無をいうものとする
- ※ 2 市民税非課税世帯とは、この事業を利用した日の前年の所得に対するその該当の有無をいうものとする。ただし、1月から5月までの利用については前々年の所得に対するものとする
- ※ 3 所得税非課税世帯とは、この事業を利用した日の前年の所得に対するその該当の有無をいう
- ※ 4 市外在住市内在勤世帯は、被保護世帯や非課税世帯の減免対象とならないこととする

別表2 (記載単価には消費税及び地方消費税相当額を含む。)

基本分	加算分		改善分	おむつ 処理費用	
年額	年間延べ利用人数		年額	利用定員	
4,503千 円	A区分 50人以上 100人未満 1,000千円	延利用人員 1名につき 3,500円	生活保護法による被保護世帯、 市民税非課税世帯 延べ利用人員1名につき2,000円  所得税非課税世帯 延べ利用人員1名につき1,000円	2,538千円 (利用の少ない日において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施した場合)	対象児童数×300円 ×対象月数
	B区分 100人以上 150人未満 1,500千円				
	C区分 150人以上 200人未満 2,000千円				
	D区分 200人以上 300人未満 3,000千円				
	E区分 300人以上 400人未満 4,000千円				
	F区分 400人以上 500人未満 5,000千円				
	G区分 500人以上 600人未満 6,000千円				
	H区分 600人以上 700人未満 7,000千円				
	I区分 700人以上 800人未満 8,000千円				
	J区分 800人以上 900人未満 9,000千円				
	K区分 900人以上 1000人未満 10,000千円				
L区分 1000人以上 1100人未満 11,000千円					

M区分 1100人以上 1200人未満 12,000千円				
N区分 1200人以上 1300人未満 13,000千円				
O区分 1300人以上 1400人未満 14,000千円				
P区分 1400人以上 1500人未満 15,000千円				
Q区分 1500人以上 1600人未満 16,000千円				
R区分 1600人以上 1700人未満 17,000千円				
S区分 1700人以上 1800人未満 18,000千円				
T区分 1800人以上 1900人未満 19,000千円				
U区分 1900人以上 2000人未満 20,000千円				
V区分 2000人以上 2200人未満 20,900千円				
W区分 2200人以上 2400人未満 22,800千円				
X区分 2400人以上 2600人未満 24,700千円				
Y区分 2600人以上 2800人未満 26,600千円				
Z区分 2800人以上 3000人未満 28,500千円				

※3,000人以上の場合は別途協議



- ※ 1 事業期間が1年未満の場合
  - 基本分（年額）4,503千円×事業月数／12
  - 改善分（年額）2,538千円×事業月数／12
- ※ 2 1ヶ月未満の事業実施期間がある場合
  - 基本分（年額）4,503千円／12×当該月の開所日数／25
  - 改善分（年額）2,538千円／12×当該月の開所日数／25
- ※ 3 委託料に小数点以下の端数が生じた場合、小数点第1位以下は切り捨てる
- ※ 4 おむつ処理費用の対象児童数は、年度の初日（年度途中で新規開設する場合は開設日）時点の利用定員に0.6を乗じた人数（小数点第1位を四捨五入）とする
- ※ 5 おむつ処理費用の対象月について、利用者が0の月は対象外とする。